

各種貸付制度のご案内

③ 保育士修学資金貸付等制度

岩手県で保育士業務に就労する方を対象した貸付です。

(1) 保育士修学資金貸付

岩手県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（養成施設）に在学し、卒業後、岩手県内において就労される方を対象にした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
修学資金	月額5万円以内 [入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内をそれぞれ加算可能]	次の①～②に該当する方 ①岩手県以外の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金貸付金を利用していない方 ②保護者等の市町村民税所得割が30万4,200円未満の方	入学後

※連帯保証人が必要です。

<貸付期間>

在学する2年間です。ただし、4年生の養成施設に在学する方は3年次及び4年次の2年間です。

<貸付金の返還免除>

養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、岩手県内の保育所等において、児童の保護等の業務に5年間就労した場合は、貸付金の返還が免除されます。

(2) 就職準備金貸付

次の方を対象にした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
就職準備金	40万円以内 [1回限り]	次の①～②に該当する方 ①保育士登録後1年以上経過し、保育所等の施設に勤務経験がないか、又は離職後1年以上経過した方で、平成28年1月20日以降、岩手県内の保育所等に新たに就労する方 ②保育士として週20時間以上勤務する方	随時

※連帯保証人が必要です。

<貸付金の返還免除>

岩手県内の保育所等において児童の保護等に携わり、かつ2年間引き続き当該業務に就労した場合は、貸付金の返還が免除されます。

(3) 末就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付

次の方を対象にした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
子供預かり支援事業利用料金の一部	年額12万3千円以内 [ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子ども預かり支援に関する事業を利用した料金の半額]	次の①～②に該当する保育所等に雇用されている保育士①未就学児を養育し、保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方	随時

※連帯保証人が必要です。

<貸付期間>

2年を限度とします。

<貸付金の返還免除>

岩手県内の保育所等において児童の保護等に携わり、かつ2年間引き続き当該業務に就労した場合は、貸付金の返還が免除されます。

④ 介護福祉士修学資金等貸付制度

介護の現場で働く方を対象にした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
介護福祉士・社会福祉士修学資金	月額5万円以内 [他に初回加算-入学準備金20万円。最終回加算-就職準備金20万円。国家試験受験対策費4万円(介護福祉士のみ)]	○介護福祉士等の養成施設を卒業後、介護福祉士等の資格を取得して、岩手県内において業務に従事する方	入学後
介護福祉士実務者研修受講資金	20万円以内	○実務者研修施設を卒業後、岩手県内で介護福祉士として業務に従事しようとする方	随時
再就職準備金	40万円以内	次の①～③に該当する方 ①介護職員等としての実務経験を1年以上有する方で、岩手県内の事業所・施設に介護職員等として再就職することが決まった方 ②介護福祉士等、介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方 ③直近の離職日から再就労するまでの間に、岩手県福祉人材センターに、氏名及び住所等の届出又は登録を行った方	随時

※連帯保証人が必要です。

<貸付金の返還免除について>

○介護福祉士・社会福祉士修学資金
国家資格(介護福祉士・社会福祉士)を取得し、卒業後1年以内に介護福祉士等として5年間引き続き、県内の福祉・介護施設等に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

○介護福祉士実務者研修受講資金
養成施設等を卒業し、資格を取得した日から1年以内に岩手県内で介護福祉士として就職し、原則として2年間従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

○再就職準備金
岩手県内において、介護職員等として2年間引き続き就労した場合は、貸付金の返還が免除されます。

① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

岩手県内に住所登録をしているひとり親家庭で、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象にした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
入学準備金	50万円以内	平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方	随時
就職準備金	20万円以内	高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した方	随時

※原則として連帯保証人が必要です。

連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

<貸付金の返還免除>

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、岩手県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き就労した場合は、貸付金の返還が免除されます。

② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度

次の方を対象にした貸付けです。

- 児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方で、保護者からの経済的支援が見込まれない方
- 児童養護施設等に入所中の方又は里親等に委託されている方で、就職に必要な資格の取得を希望する方

貸付内容	貸付額	要件等	募集受付
生活支援費	月額5万円以内	上記①に該当し、大学等に進学する方、又は在学している方(以下「進学者」といいます。)	随時
家賃支援費	居住地域における生活保護上の住宅扶助基準額のうち、単身世帯の額以内	上記①に該当する進学者のほか、就職者は、就職を機に①となった方(以下「就職者」といいます。)	随時
資格取得支援費	25万円以内	上記②に該当する方(児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内の方であって、大学等に在学する方を含む。)	随時

※原則、連帯保証人が必要です。

<貸付金の返還免除>

次に該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

① 進学者

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就労した場合

② 就職者

就職した日から5年間引き続き就労した場合

③ 資格取得希望者

就職した日から2年間(大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)引き続き就労した場合

●お問い合わせ先

岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部へ (TEL: 019-601-7022 FAX: 019-637-4255)